

151 専門学校令公布

〔明治三十六年三月〕

〔注記1〕
明治三十六年三月廿五日

〔白〇〕
花押

〔印〕
〔注記2〕

〔注記3〕
内閣総理大臣 花押

法制局長官印

外務大臣花押〔小村〕 大蔵大臣花押〔會徳〕 海軍大臣花押〔山本〕 文部大臣花押〔菊池〕 通信大臣花押〔芳山〕

内務大臣花押〔内海〕 陸軍大臣花押〔寺内〕 司法大臣花押〔清浦〕 農商務大臣

別紙枢密院議長上奏専門学校令ヲ審査スルニ右ハ枢密院議決ノ

通閣議決定裁可ヲ奏請セラレ可然ト認ム

〔注記4〕
勅令案

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ専門学校令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

〔朱書〕
〔明治卅〇〕年〔三三〕月〔廿六〕日

文部大臣

上奏案ノ通

臣等専門学校令諮詢ノ命ヲ恪ミ本月廿五日ヲ以テ審議ヲ尽シ之ヲ修正可決セリ乃チ原案ヲ墨書シ院議ノ決スル所ヲ朱書シ謹テ上奏シ更ニ聖明ノ採択ヲ仰ク

明治三十六年三月廿五日

枢密院議長侯爵臣 西園寺公望

勅令第(六十一)号

ヲ定ム

專門学校令

第一条 高等ノ學術技芸ヲ教授スル学校ハ專門学校トス

專門学校ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ノ規定ニ依ルヘシ

第二条 北海道府県又ハ市ハ土地ノ情況ニ依リ必要アル場合ニ限り專門学校ヲ設置スルコトヲ得但シ沖繩県ハ此ノ限ニ在ラス

第三条 私人ハ專門学校ヲ設置スルコトヲ得

第四条 公立又ハ私立ノ專門学校ノ設置廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五条 專門学校ノ入学資格ハ中学校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ学力ヲ有スルモノト檢定セラレタル者以上ノ程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ但シ美術、音楽ニ関スル學術技芸ヲ教授スル專門学校ニ就テハ文部大臣ハ別ニ其ノ入学資格ヲ定ムルコトヲ得

前項檢定ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第六条 專門学校ノ修業年限ハ三箇年以上トス

第七条 專門学校ニ於テハ予科、研究科及別科ヲ置クコトヲ得

第八条 官立專門学校ノ修業年限、学科、科目及其ノ程度並予科、研究科及別科ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

公立又ハ私立ノ專門学校ノ修業年限、学科、科目及其ノ程度並予科、研究科及別科ニ関スル規程ハ公立学校ニ在リテハ管理者、私立学校ニ在リテハ設立者文部大臣ノ認可ヲ經テ之

第九条 公立又ハ私立ノ專門学校ノ教員ノ資格ニ関スル規程ハ

文部大臣之ヲ定ム

第十条 公立專門学校ノ職員ノ旅費及給与ニ関スル規程ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之ヲ定ム

第十一条 公立ノ專門学校ニ於テハ授業料ヲ徴収スヘシ但シ特別ノ場合ニハ之ヲ減免シ又ハ徴収セサルコトヲ得

第十二条 第一条ニ該当セサル学校ハ專門学校ト称スルコトヲ得ス

附則

第十三条 本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十四条 明治二十年勅令第四十八号ハ之ヲ廢止ス

第十五条 既設ノ公立又ハ私立ノ学校ニシテ本令ニ依ルヘキモノハ本令施行ノ日ヨリ一箇年以内ニ第四条ニ準シ認可ヲ申請スヘシ

前項ノ手續ヲ為ササルモノハ前項ノ期間ノ滿了ト共ニ廢校シタルモノト看做ス

第一項ノ手續ヲ為スモ不認可ノ命令ヲ受ケタルモノハ其ノ命令ヲ受ケタル日ニ於テ廢校シタルモノト看做ス

第十六条 (抹消) 札幌農学校、盛岡高等農林学校、東京高等商業学校、神戸高等商業学校、千葉医学專門学校、仙台医学專門学校、岡山医学專門学校、金沢医学專門学校、長崎医学專門学校、(抹消) 東京高等工業学校、大阪高等工業学校、京都高等工業学校、(抹消) 東京外国語学校、東京美術学校及東京音楽学校ハ本令

施行ノ日ヨリ専門学校トス

明治三十六年三月十九日

花押

花押

花押

内閣総理大臣 花押

法制局長官印

外務大臣花押

大蔵大臣花押

海軍大臣花押

文部大臣花押

通信大臣花押

内務大臣

陸軍大臣花押

司法大臣花押

農商務大臣

別紙文部大臣請議専門学校令制定ノ件ヲ審査スルニ右ハ輓近專

門教育ノ趨勢ニ対シ遵拠セシムヘキ規程ノ不備ナルヲ以テ本案

ノ如ク制定セントスルモノニシテ相当ノ儀ト思考ス依テ請議ノ

通閣議決定セラレ可然ト認ム但シ呈案附箋ハ主務省協議済

本件ハ枢密院へ御諮詢相成可然ト認ム

勅令案

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ専門学校令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシ

ム

御名 御璽

年 月 日

文部大臣

勅令第 号

呈案附箋ノ通

〔朱書
参照〕

○

○私立学校令 明治三十二年八月

勅令第三百五十九号

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ私立学校令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシ

ム

私立学校令

第一条 私立学校ハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外地方長官ノ監督ニ属ス

第二条 私立学校ヲ設立セントスル者ハ監督官庁ノ認可ヲ受クヘシ

第三条 私立学校ノ廃止及設立者ノ変更ハ監督官庁ニ開申スヘシ

本令中校長ニ関スル規定ハ之ヲ学校ヲ代表シ校務ヲ掌理スル者ニ適用ス

第四条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ私立学校ノ校長又ハ教員ト為ルコトヲ得ス

一 重罪ヲ犯シタル者但シ国事犯ニシテ復権シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

二 定役ニ服スヘキ軽罪ヲ犯シタル者

三 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復権セサル者又ハ身代限ノ処分ヲ受ケ債務ノ弁償ヲ終ヘサル者

四 懲戒ニ依リ免職ニ処セラレ二箇年ヲ経過セス又ハ懲戒ヲ免除セラレサル者

五 教員免許状褫奪ノ処分ヲ受ケ二箇年ヲ経過セサル者

六 性行不良ト認ムヘキ者

第五条 私立学校ノ教員ハ相当学校ノ教員免許状ヲ有スル者ヲ除ク外其ノ学力及国語ニ通達スルコトヲ証明シ小学校、盲啞

学校及小学校ニ類スル各種学校ノ教員ニ在リテハ地方長官其ノ他ニ在リテハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ専ラ外国語、専門学科又ハ特種ノ技術ヲ教授スル教員及専ラ外国人ヲ入学セシムル為ニ設立シタル学校ノ教員ハ国語ニ通達スルヲ証明スルコトヲ要セス

前項ノ認可ハ当該学校在職間有効ノモノトス

第六条 前条ノ証明ヲ不充分ト認メタルトキハ監督官庁ハ本人ノ志望ニ依リ試験ヲ施スコトアルヘシ

第七条 私立学校ノ校長又ハ教員ニシテ不適當ナリト認メタルトキハ^(加筆)監督官庁ハ其ノ与ヘタル認可ヲ取消スコトヲ得

第八条 私立学校ニ於テハ公立学校ニ代用スル私立小学校ヲ除ク外学齡児童ニシテ未タ就学ノ義務ヲ了ラサル者ヲ入学セシムルコトヲ得ス但シ小学校令第二十一条及第二十二条ニ依リ市町村長ノ許可ヲ受ケタル児童ヲ入学セシムルハ此ノ限ニ在ラス

第九条 私立学校ノ設備授業及其ノ他ノ事項ニシテ教育上有害ナリト認メタルトキハ監督官庁ハ之カ変更ヲ命スルコトヲ得

第十条 左ノ場合ニ於テハ監督官庁ハ私立学校ノ閉鎖ヲ命スルコトヲ得

一 法令ノ規定ニ違反シタルトキ

二 安寧秩序ヲ紊乱シ又ハ風俗ヲ壊乱スルノ虞アルトキ

三 六箇月以上ノ規定ノ授業ヲ為ササルトキ

四 第九条ニ依リ監督官庁ノ為セル命令ニ違反シタルトキ

第十一条 監督官庁ニ於テ学校ノ事業ヲ為スモノト認メタルト

キハ其ノ旨ヲ関係者ニ通告シ本令ノ規定ニ依ラシムヘシ

第十二条 第十条ニ依ル処分ニ対シテハ訴訟法ニ依リ訴訟スルコトヲ得

第十三条 第十一条ノ通告ヲ受ケ第二条第一項ノ手續ヲ為ササル者及第二条第二項ノ規定ニ違反シタル者並第十条ニ依リ閉鎖ヲ命セラレタル後尚私立学校ヲ継続スル者ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

第十四条 第三条又ハ第五条ノ認可ヲ得スシテ私立学校ノ校長又ハ教員タル者及第七条ニ依リ認可ヲ取消サレタル後尚私立学校ノ校長又ハ教員タル者ハ三十円以下ノ罰金ニ処ス
情ヲ知リテ之ヲ使用シタル者亦同シ

第十五条 第八条ニ違反シタル者ハ二十円以下ノ罰金ニ処ス

第十六条 本令ノ規定ハ私立幼稚園ニ準用ス

第十七条 文部大臣ハ本令施行ノ為必要ナル命令ヲ発スルコトヲ得

附則

第十八条 本令ハ明治三十二年八月四日ヨリ施行ス

第十九条 既設ノ私立学校ニシテ未タ設立ノ認可ヲ受ケサルモノハ本令施行ノ日ヨリ三箇月以内ニ本令ノ規定ニ依リ認可ヲ受クヘシ

第二十条 本令施行ノ際現ニ私立学校ノ校長又ハ教員タル者ニシテ引続キ当該学校ノ校長又ハ教員タラント欲スル者ハ相当学校ノ教員免許状ヲ有スル教員ヲ除ク外本令施行ノ日ヨリ三箇月以内ニ其ノ旨ヲ監督官庁ニ開申スヘシ此ノ場合ニ於テハ

第三条又ハ第五条ノ認可ヲ受クルヲ要セス

^(朱世)参照

○文部省直轄諸学校官制 明治二十六年八月

勅令第八十六号

第一条 文部省直轄諸学校ハ左ノ如シ

東京高等師範学校

広島高等師範学校

女子高等師範学校

^(加筆)札幌農学校

^(加筆)盛岡高等農林学校

^(加筆)東京高等商業学校

^(朱世)東京高等商業学校

^(加筆)神戸高等商業学校

第一高等学校

第二高等学校

第三高等学校

第四高等学校

第五高等学校

第六高等学校

第七高等学校造士館

山口高等学校

^(加筆)千葉医学専門学校

^(加筆)仙台医学専門学校

^(加筆)岡山医学専門学校

^(加筆)金沢医学専門学校

^(加筆)長崎医学専門学校

^(加筆)東京高等工業学校

^(加筆)大阪高等工業学校

^(加筆)京都高等工芸学校

^(加筆)東京外国語学校

^(加筆)東京美術学校

^(加筆)東京音楽学校

東京盲啞学校

^(朱世)

○府県立医学校費用ノ件 明治二十年九月

勅令第四十八号

府県立医学校ノ費用ハ明治二十一年度以降地方税ヲ以テ之ヲ支弁スルコトヲ得ス

^(朱世)

○実業学校令 明治三十二年二月

勅令第二十九号

第一条 実業学校ハ工業農業商業等ノ実業ニ従事スル者ニ須要ナル教育ヲ為スヲ以テ目的トス

第二条 実業学校ノ種類ハ工業学校農業学校商業学校商船学校及実業補習学校トス

蚕業学校山林学校獣医学学校及水産学校等ハ農業学校ト看做ス
徒弟学校ハ工業学校ノ種類トス

(朱書)

○医学校通則 明治十五年五月

文部省達第四号

- 第一条 医学校ハ此通則ニ遵ヒ医学ヲ教授スル所トス
- 第二条 医学校ハ之ヲ分テ甲乙二種トス甲種ハ尋常ノ医学科ヲ教授シ以テ医師ノ具成ヲ図リ上款ニ遵ヒ之ヲ設置スルモノトス乙種ハ簡易ノ医学科ヲ教授シ以テ医師ノ速成ヲ図ルトキ若クハ甲種ヲ設置スル能ハサルトキニ於テ下款ニ遵ヒ之ヲ設置スルモノトス

(朱書)

○薬学校通則 明治十五年七月

文部省達第六号

- 第一条 薬学校ハ此通則ニ遵ヒ薬学ヲ教授スル所トス
- 第二条 薬学校ハ之ヲ分テ甲乙二種トス甲種ハ(抹消)尋常ノ薬学科ヲ教授シ以テ薬剤師ノ具成ヲ図リ上款ニ遵ヒ之ヲ設置スルモノトス乙種ハ簡易ノ薬学科ヲ教授シ以テ薬剤師ノ速成ヲ図リ下款ニ遵ヒ之ヲ設置スルモノトス

(注記8) 文部省 文書課 文書課卯專第二二三号

(注記7)

(下札1) 近來文運ノ進歩ト共ニ専門ノ教育大ニ膨張シ私立ノ専門学校ニシテ程度ノ高キモノ漸次多キヲ加フルノミナラス此等各種専門学校ニ就テハ私立学校令ノ外ハ徴兵令第十三条ニ依ル認定上ニ三ノ制限ヲ存スルノミニシテ其他ニ於テハ遵拠セシムヘキ法令ノ規定備ハラス監督上不都合少カラス仍テ専門学校令制定ノ必

要ヲ認め左案ヲ具シ茲ニ閣議ヲ請ヒ候也

明治三十六年三月十二日

文部大臣理学博士男爵 菊池大麓 印

内閣總理大臣伯爵 桂太郎殿

一 専門学校令

- 第一条 (抹消)政治学、経済学、医学、薬学、文学、理学、美術、音楽、宗教等ニ関スル(高等ノ學術技芸ヲ教授スル)学校(抹消)専門学校(抹消)ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外(抹消)トス
- (抹消)北海道府(抹消)沖繩県ヲ除ク(抹消)又ハ市ハ土地ノ情況ニ依リ必要アル場合ニ限り専門学校ヲ設置スルコトヲ得(但シ沖繩県ハ此ノ限ニ在ラス)但シ沖繩県ハ此ノ限ニ在ラス
- 第三条 私人ハ専門学校ヲ設置スルコトヲ得
- 第四条 公立(及)私立ノ専門学校ノ設置廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第五条 専門学校ノ入学資格ハ中学校若(高等)修業年限四(個)年(以上)ノ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ学力ヲ有スル(者)ト檢定セラレタル者以上ノ程度ニ於テ(之ヲ)定ムヘシ但シ美術、音楽ニ於テ(之ヲ)定ムヘシ但シ美術、音楽ニ関スル學術技芸ヲ教授スル(専門)学校ニ就テハ文部大臣

ハ別ニ其ノ入学資格ヲ定ムルコトヲ得

前項検定ニ関スル規(則)〔(抹消)〕ハ文部大臣之ヲ定ム

第六条 専門学校ノ修業年限ハ三箇年以上トス

第七条 専門学校ニ於テハ予科、研究科及別科ヲ置クコトヲ得

第八条 官立専門学校ノ修業年限、学科、科目及其ノ程度並

〔(抹消)〕予科、研究科〔(抹消)〕及別科ニ関スル規(則)〔(抹消)〕ハ

文部大臣之ヲ定ム

〔(抹消)〕第九條 公立〔及〕私立ノ専門学校ノ修業年限、学

科、科目及其ノ程度並〔(抹消)〕予科、研究科〔(抹消)〕及別

科ニ関スル規(則)〔(抹消)〕ハ公立学校ニ在リテハ管理者、私立

学校ニ在リテハ設立者〔(抹消)〕之ヲ定ム、文部大臣ノ認可ヲ〔(抹消)〕受ク

ヘシ〔(抹消)〕經テ之ヲ定ム

第十〔(抹消)〕條 公立〔及〕私立ノ専門学校ノ教員ノ資

格ニ関スル規(則)〔(抹消)〕ハ文部大臣之ヲ定ム

第十一〔(抹消)〕條 公立専門学校ノ職員ノ〔(抹消)〕旅費及給

与ニ関スル規(則)〔(抹消)〕ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ、地方長官

之ヲ定ム、文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ〔(抹消)〕

第十二〔(抹消)〕條 公立専門学校ニ於テハ授業料ヲ徴収スヘシ

但シ特別ノ場合ニハ之ヲ減免シ又ハ徴収セサルコトヲ得

〔(抹消)〕授業料、入学科等ニ関スル規(則)〔(抹消)〕ハ官立学校ニ在リ

テハ文部大臣之ヲ定ム、公立学校ニ在リテハ管理者、私立学校

ニ在リテハ設立者之ヲ定ム、文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十〔(抹消)〕三〔(抹消)〕條 〔(抹消)〕本令ニ依ラサル〔(抹消)〕第一條ニ該当セサル

学校ハ専門学校ト称スルコトヲ得ス

附 則

第十〔(抹消)〕四〔(抹消)〕條 本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ〔(抹消)〕之ヲ

施行ス

第十〔(抹消)〕五〔(抹消)〕條 明治二十年勅令〔(抹消)〕第四十八号ハ之ヲ廢止

ス

第十〔(抹消)〕六〔(抹消)〕條 既設ノ公立〔及〕私立〔(抹消)〕ノ学

校ニシテ本令ニ依ルヘキモノハ本令施行ノ日ヨリ一箇年以内

ニ第四條ニ準シ認可ヲ申請スヘシ

前項ノ手續ヲ為サ〔(抹消)〕ルモノハ前項ノ期間ノ滿了ト

共ニ廢校シタルモノト看做ス

第一項ノ手續ヲ為スモ不認可ノ命令ヲ受ケタルモノハ其ノ命

令ヲ受ケタル日ニ於テ廢校シタルモノト看做ス

第十〔(抹消)〕七〔(抹消)〕條 〔(抹消)〕札幌農学校、盛岡高等農林学校、東京

高等商業学校、神戸高等商業学校、千葉医学専門学校、仙台

医学専門学校、岡山医学専門学校、金沢医学専門学校、長崎

医学専門学校、〔(抹消)〕東京高等工業学校、大阪高等工業学校、

京都高等工芸学校、〔(抹消)〕東京外国語学校、東京美術学校及東京音

楽学校ハ本令施行ノ日ヨリ〔(抹消)〕当然ノ専門学校トス

〔(注記9)〕専門学校令別紙ノ通決議上奏候条此段及御通報候也

明治三十六年三月廿五日

枢密院議長侯爵 西園寺公望

内閣総理大臣伯爵 桂太郎殿

臣等専門学校令諮詢ノ命ヲ恪ミ本月廿五日ヲ以テ審議ヲ尽シ之

ヲ修正可決セリ乃チ原案ヲ墨書シ院議ノ決スル所ヲ朱書シ謹テ
上奏シ更ニ

聖明ノ採択ヲ仰ク

明治三十六年三月廿五日

枢密院議長侯爵臣 西園寺公望

(表紙)

明治三十六年三月廿四日配付

(朱書)

書記長ノ修正ハ本文ニ朱記ス

但主務省協議済

枢密院書記官

専門学校令

勅令第 号

専門学校令

第一条 高等ノ學術技芸ヲ教授スル学校ハ専門学校トス

専門学校ハ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ノ規定ニ依ル

ヘシ

第二条 北海道府県又ハ市ハ土地ノ情況ニ依リ必要アル場合ニ

限り専門学校ヲ設置スルコトヲ得但シ沖繩県ハ此ノ限ニ在ラ

ス

第三条 私人ハ専門学校ヲ設置スルコトヲ得

第四条 公立又ハ私立ノ専門学校ノ設置廃止ハ文部大臣ノ認可

ヲ受クヘシ

第五条 専門学校ノ入学資格ハ中学校若ハ修業年限四箇年以上

ノ高等女学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ学力ヲ有スルモ

ノト檢定セラレタル者以上ノ程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ但シ美

術、音楽ニ関スル學術技芸ヲ教授スル専門学校ニ就テハ文部

大臣ハ別ニ其ノ入学資格ヲ定ムルコトヲ得

前項檢定ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第六条 専門学校ノ修業年限ハ三箇年以上トス

第七条 専門学校ニ於テハ予科、研究科及別科ヲ置クコトヲ得

第八条 官立専門学校ノ修業年限、学科、科目及其ノ程度並

予科、研究科及別科ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

公立又ハ私立ノ専門学校ノ修業年限、学科、科目及其ノ程

度並予科、研究科及別科ニ関スル規程ハ公立学校ニ在リテハ

管理者、私立学校ニ在リテハ設立者文部大臣ノ認可ヲ經テ之

ヲ定ム

第九条 公立又ハ私立ノ専門学校ノ教員ノ資格ニ関スル規程ハ

文部大臣之ヲ定ム

第十条 公立専門学校ノ職員ノ旅費及給与ニ関スル規程ハ文部

大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之ヲ定ム

第十一条 公立ノ専門学校ニ於テハ授業料ヲ徴収スヘシ但シ特

別ノ場合ニハ之ヲ減免シ又ハ徴収セサルコトヲ得

第十二条 第一条ニ該当セサル学校ハ専門学校ト称スルコトヲ

得ス

附則

第十三条 本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十四条 明治二十年勅令第四十八号ハ之ヲ廃止ス

第十五条 既設ノ公立又ハ私立ノ学校ニシテ本令ニ依ルヘキモノハ本令施行ノ日ヨリ一箇年以内ニ第四条ニ準シ認可ヲ申請スヘシ

前項ノ手續ヲ為ササルモノハ前項ノ期間ノ満了ト共ニ廃校シタルモノト看做ス

第一項ノ手續ヲ為スモ不認可ノ命令ヲ受ケタルモノハ其ノ命令ヲ受ケタル日ニ於テ廃校シタルモノト看做ス

第十六条 〔^{〔抹消〕}〕札幌農学校、盛岡高等農林学校、東京高等商業学校、神戸高等商業学校、千葉医学専門学校、仙台医学専門学校、岡山医学専門学校、金沢医学専門学校、長崎医学専門学校、〔^{〔抹消〕}〕東京高等工業学校、大阪高等工業学校、京都高等工芸学校、東京外国語学校、東京美術学校及東京音楽学校ハ本令施行ノ日ヨリ専門学校トス

(注記1)

〔文甲九〕

(注記2)

〔学事〕

(注記3)

〔濟〕

(注記4)

〔四〕(簿冊内件名番号)

(注記5)

〔文甲九〕

(注記6)

〔法制局文第七号ノ三月十三日〔下開〕〕

(注記7)

〔^{〔商〕}・^{〔學下〕}〕

(注記8)

〔法制局〕

(注記9)

〔文甲九〕

(注記10)

〔^{〔花押〕}〕

(注記11)

〔法制局〕

(下札1)

〔四月一日施行〕

〔公文類聚第二十七編 明治三十二年 卷十四〕 2A, 11, 9959